

第 55 号議案

令和 7 年 11 月 28 日
任用給与課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」等の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

1 改正事項

自動車整備（技能系）の採用選考の基準の見直し

2 改正内容

別紙及び新旧対照表のとおり

3 適用日

令和 8 年 4 月 1 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

自動車整備（技能系）の採用選考の基準の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項目 該当項目番	内容																	
職務分類基準（Ⅱ）1級職への採用選考基準及び方法 別表 10	<p>【自動車整備（技能系）選考基準の拡大及び採用上限年齢の引上げ】</p> <p>（現行）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">給料</th> <th colspan="3">選考の基準及び方法</th> </tr> <tr> <th>経歴・資格・免許</th> <th>年齢（未満）</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能系 自動車整備</td> <td>行（二）1</td> <td>自動車整備士の技能検定に合格した者</td> <td>40</td> <td>面接</td> </tr> </tbody> </table>					職種	給料	選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢（未満）	方法	技能系 自動車整備	行（二）1	自動車整備士の技能検定に合格した者	40	面接
職種	給料	選考の基準及び方法																
		経歴・資格・免許	年齢（未満）	方法														
技能系 自動車整備	行（二）1	自動車整備士の技能検定に合格した者	40	面接														
	<p>（改正案）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">給料</th> <th colspan="3">選考の基準及び方法</th> </tr> <tr> <th>経歴・資格・免許</th> <th>年齢（未満）</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能系 自動車整備</td> <td>行（二）1</td> <td>自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む）</td> <td>50</td> <td>面接</td> </tr> </tbody> </table>					職種	給料	選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢（未満）	方法	技能系 自動車整備	行（二）1	自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む）	50	面接
職種	給料	選考の基準及び方法																
		経歴・資格・免許	年齢（未満）	方法														
技能系 自動車整備	行（二）1	自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む）	50	面接														
附則	この一般基準は、令和8年4月1日から適用する。																	

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

改正案					現行				
職員の採用・昇任等に関する一般基準					職員の採用・昇任等に関する一般基準				
(昭和61年3月26日 決定)					(昭和61年3月26日 決定)				
1から17まで (現行のとおり)					1から17まで (略)				
付則 (現行のとおり)					付則 (略)				
附則					附則				
1 この一般基準は、 <u>令和8年4月1日</u> から適用する。					1 この一般基準は、 <u>令和7年4月1日</u> から適用する。				
2 (現行のとおり)					2 (略)				
(参考) (現行のとおり)					(参考) (略)				
別表1から別表9の4まで (現行のとおり)					別表1から別表9の4まで (略)				
別表10 職務分類基準（II）1級職への採用選考基準及び方法									
技能系	自動車運転	行(二)1	選考の基準及び方法			選考の基準及び方法			
			経歴・資格・免許	年齢(未満)	方 法	経歴・資格・免許	年齢(未満)	方 法	
	海 技	行(二)1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	
			(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	
	自動車整備	行(二)1	自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む）	50	(現行のとおり)	自動車整備士の技能検定に合格した者			
						40	(略)	(略)	
	機械管理	行(二)1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	
業務系	技能 I	行(二)1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	
	技能 II	行(二)1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	
	業務	行(二)1	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	
注) (現行のとおり)					注) (略)				
別表11から別表27まで (現行のとおり)					別表11から別表27まで (略)				

監. 警. 人 1. 第 6 8 2 6 号
令和 7 年 1 月 2 7 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の改正について（申請）

みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正理由

職務分類基準（II）技能系（自動車整備）の採用選考基準について、人材確保のため、経歴要件及び年齢要件を変更する。

2 適用日

令和 8 年 4 月 1 日

3 改正内容

職務分類基準（II）技能系（自動車整備）の選考基準（経歴・資格・免許）を、「自動車整備士の技能検定に合格した者」から「自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む。）」に改正するとともに、年齢要件を「40歳未満」から「50歳未満」に引上げる。

7 人 人 第 1 3 9 2 号
令和 7 年 1 月 27 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 市川博三
(公印省略)

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の改正について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1 改正理由

職務分類基準（II）技能系（自動車整備）の採用選考基準について、人材確保のため、経験要件及び年齢要件を変更する。

2 適用日

令和 8 年 4 月 1 日

3 改正内容

職務分類基準（II）技能系（自動車整備）の選考基準（経験・資格・免許）を、「自動車整備士の技能検定に合格した者」から「自動車整備士の技能検定に合格した者又は自動車整備士を養成する施設の所定の課程を修了した者（修了する見込みの者を含む。）」に改正するとともに、年齢要件を「40歳未満」から「50歳未満」に引上げる。

問合せ先

（人事部人事課人事係 井口 小林
電話 3212-2111 内線 3123 3138）